

令和4年度石川県高度・専門医療人材養成支援事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 石川県高度・専門医療人材養成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知別紙）及び石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、石川県医療計画に基づき、5疾病5事業（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神、救急、災害、へき地、周産期、小児）、在宅医療及び感染症における各医療機能の強化や、各医療機能相互の連携体制の強化等を担う高度・専門医療人材の養成・確保を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

- 3 この補助金は、以下の事業を交付の対象とする。
 - (1) 研究会等グループが行う2の規定に定める目的に沿った研修セミナー等の開催に関する事業
 - (2) その他、2の規定に定める目的に関して知事が特に必要と認める事業
 - (3) (1) (2)のうち、この補助金の交付を受けて、県が継続15年目以内と認める事業

(交付の対象者)

- 4 この補助金は、県内の複数の医療機関の医師・看護師等で構成され、当該分野の専門家が参加している研究会等グループを交付の対象者とする。

(補助対象期間)

- 5 補助対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの範囲内とし、追加公募を行なった場合には、別途定める日から令和5年3月31日までの範囲内とする。

(交付額の算定方法)

- 6 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
 - (1) 別表に掲げる補助限度額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した

額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (3) この補助金の交付を受けて、県が継続11年目以降と認める事業については、(2)の規定に関わらず、(1)の額を選定する。
- (4) (2) または (3) により選定された額に別表に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、以下の条件が付されるものとする。
 - (1) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領第4の(2)の条件が付されるものとする。
 - (2) 研究会活動の成果を、一般県民または医療関係者に対する公開セミナーや県開催の成果発表会等で発表することとし、発表に際しては可能な範囲で金大CPDセンターまたは石川県医師会館においてTV会議システムを活用するなど、遠隔地での受講に配慮すること。また、要請があった場合は、各種の協議会又はシンポジウムなどの県の取り組みに協力すること。

(申請手続)

- 8 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に、様式第2号による収支予算書、様式第3号による事業計画書、様式第4号による所要額調書、様式第5号による所要額明細書、その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

- 9 知事は、8の規定による補助金の交付の申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。
 - 2 県は、選考結果を補助申請者全員に決定通知書(様式第6号)で通知する。

(変更申請手続等)

- 10 この補助金の交付決定後、事業の変更により申請内容を変更(知事が定める軽微な変更を除く。)、または中止・廃止を行う場合は、様式第7号による申請書を別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、様式第8号による報告書に、様式第9号による収支決算書、様式第10号による事業報告書、様式第11号による所要額精算書、様式第12号による所要額明細書、その他の関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(10の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の請求及び支払)

12 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第 13 号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

2 事業の完了後、この補助金の精算払を受けようとするときは、様式第 14 号による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(その他)

13 特別の事情により 7～12 に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(消費税等仕入控除税額の報告)

14 補助事業終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(別表)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	備考
3の (1) 、3の (2) の事業	(1) 研修会等開催経費(謝金、旅費、需用費(図書購入費、消耗品費等)、役務費(通信運搬費)、手数料、使用料及び賃借料、備品購入費) (2) その他知事が特に必要と認める経費	10/10 (ただし、継続11年目以降の事業については、1/2とする)	1,000,000円 (ただし、3の(2)の事業については、知事が必要と認める額を上限とする)	

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。